

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

目黒区長

## 特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

平成29年10月25日

[平成26年4月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	1 消込処理 納付書、口座振替データをもとにした一括処理での消込処理を行う。 2 収納状況照会 各賦課データ毎の納付状況を照会する。 3 還付充当処理 納付による過誤納が発生した場合にその還付又は充当処理を行う。 4 再発行納付書発行 窓口での支払いのための再発行納付書を発行する。 5 決算処理 年度末での決算に伴い、滞納繰越処理等や統計資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム3	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	1 口座情報登録 申請のあった口座情報の登録・変更・廃止を行う。 2 口座情報照会 口座情報登録後の照会を行う。 3 口座振替依頼情報作成 各金融機関への口座振替依頼のため、当該口座振替依頼情報を作成する。 4 口座振替結果受入 口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。 5 口座振込依頼情報作成 各金融機関への口座振込依頼のため、当該口座振込依頼情報を作成する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 統一識別番号付番 情報保有機関内で個人を特定するために利用する統一識別番号が未登録の個人について、新規に統一識別番号を付番する。</p> <p>2 宛名情報等管理 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報等を統一識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>3 中間サーバー連携 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>4 個人住民税システム連携 個人住民税システムからの要求に基づき、個人番号又は統一識別番号にひも付く宛名情報等を通知する。</p> <p>5 権限管理 団体内統合宛名システム端末を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 収納消込、口座管理、国民健康保険、国民年金等の他業務システム・中間サーバー )</p>
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1 符号管理 情報の照会及び提供に用いる個人の識別子である「符号」と、統一識別番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の照会をするとともに、照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会があった旨を受領するとともに、当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 個人住民税システム接続 中間サーバーと団体内統合宛名システムとの間で照会内容、提供内容、特定個人情報(連携対象)等について連携する。</p> <p>5 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>7 データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、照会、提供情報等について連携する。</p> <p>8 セキュリティ管理 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証を行うとともに、当該職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税ファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	個人住民税の賦課決定を行うに当たり、課税資料の正確な個人特定を行うとともに、所得情報、障害者の資格状況、生活保護等の受給情報を把握する必要がある。 また、納付に関する事務を行うに当たっては、納付状況の確認並びに収納事務、口座振替事務及び口座振込事務を行う上で正確な個人特定を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	課税資料の個人特定の正確性が向上するとともに、正確な所得情報及び控除情報を把握することができることから、課税の精度が高まり、もって公平・公正な課税を実現することができる。 また、遠隔地の扶養親族の所得照会等、地方税関係情報を活用することによる課税事務の効率化並びに個人特定の正確性が向上することにより、収納状況の照会等収納事務の効率化及び振替口座の登録管理の効率化を図ることができる。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	区民生活部税務課
②所属長	税務課長 落合 勝
<b>8. 他の評価実施機関</b>	



(備考)

目黒区の個人住民税事務は、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書に基づき住民税を計算し課税する。

また、納税義務者が納付した個人住民税を区の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付し、又は未納分への充当を行う。

- ① 団体内統合宛名システムから住民記録情報を取得し対象者情報を作成する。
- ② 生活保護情報を入力する。
- ③ 情報元から提出される課税資料等(区申告書・確定申告書・回送資料・公的年金等支払報告書・給与支払報告書)情報を直接又は個人住民税システム以外のシステム(国税連携・eLTAX)経由で収集し、それらを画像化及び数値を電子化した申告等情報を作成し、住民記録情報等により作成された課税対象者に申告等情報を紐付けし、それらを統合・賦課決定した賦課資料ファイルを作成する。なお、紙資料で提出された課税資料についてはデータエントリー委託業者によりデータ化される。画像化された課税資料はイメージ管理システムに保存される。
- ④ 申告等情報に該当する課税対象者が存在しない場合は情報元への税務調査を行う。
- ⑤ 情報元への税務調査の結果、住民登録はないが目黒区で課税となる(住登外課税)者は、個人番号を取得するとともに課税対象者として登録し課税を行う。
- ⑥ 情報元への税務調査の結果、区外の納税義務者であることが判明した場合は、直接又は国税連携等経由により、他地方公共団体へ資料を回送する。
- ⑦ 数種の課税資料データを統合し、賦課決定を行うとともに、税額通知書等の印刷・封入委託を行い税額通知等を送付する。
- ⑧ 口座登録情報に基づき金融機関に口座振替の依頼を行う。
- ⑨ 決定・通知された賦課情報を各事務システム等へ連携(移転又は提供)する。また、区で住登外課税した者の住民登録している他地方公共団体に対し、区で課税した旨の通知を送信する。
- ⑩ 納税義務者からの請求に応じ、課税証明等を発行する。
- ⑪ 住民基本台帳ネットワークにより本人確認情報の照会・受領

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族
その必要性	個人住民税において公平かつ適正な課税を行うため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号 申告情報の個人を正確に特定するため</li> <li>・その他識別情報(内部番号) 収納ファイルと突合し、対象者を正確に特定するため</li> <li>・4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 通知書の送付先情報等として使用するため</li> <li>・連絡先(電話番号等) 本人等に申告内容の確認等を行うための連絡用として使用するため</li> <li>・その他住民票関係情報 課税対象者の賦課期日時点の世帯情報を把握するため</li> <li>・国税関係情報 申告区分、納税者番号等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため</li> <li>・地方税関係情報 所得、控除等を記録することにより、個人住民税の公平かつ適正な課税を行うため。また、口座振替の実施及び振替結果の確認を正確に行うため</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 個人住民税の非課税判定等のため</li> <li>・年金関係情報 年金からの特別徴収税額を決定等するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	区民生活部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（生活福祉課 障害福祉課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁 年金保険者） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他地方公共団体） <input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払者） <input type="checkbox"/> その他（地方公共団体情報システム機構）				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、地方税ポータルシステム）				
③入手の時期・頻度	当初賦課時に入手 申告情報(給与支払報告書・公的年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書) 生活保護情報 障害者情報 随時に入手 新規の申告情報 所得税の各種資料等 口座情報 定期的に入手 年金特別徴収に関する情報				
④入手に係る妥当性	・地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に基づき、本人からの申告書又は給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書により入手する。 ・本人からの口座振替申請により入手する。 ・本人負担の軽減のため、減免に必要な事項を庁内連携により入手する。				
⑤本人への明示	地方税法第45条の2から第45条の3の3まで及び第317条の2から第317条の3の3までの規定に明示している。また、個人住民税の減免事由は法定事項である。				
⑥使用目的 ※	・課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い適正な課税額の算出を行うため ・納税義務者の正確な個人特定を行い、口座登録情報を適正に管理するため				
変更の妥当性					
⑦使用の主体	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用部署 ※</td> <td>税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">使用者数</td> <td> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">100人以上500人未満</div> <div style="font-size: small;"> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上 </div> </div> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">100人以上500人未満</div> <div style="font-size: small;"> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上 </div> </div>
使用部署 ※	税務課、戸籍住民課、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所				
使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">100人以上500人未満</div> <div style="font-size: small;"> &lt;選択肢&gt;  1) 10人未満  2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満  4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満  6) 1,000人以上 </div> </div>				
⑧使用方法 ※	1 課税対象者情報の管理 ・賦課期日時点で本区内に住所を有する個人又は本区内に事務所・事業所若しくは家屋敷を有する個人で本区内に住所を有しない者で、所得に係る各種申告書等(確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等)の提出があった者及びその扶養親族を登録し管理する。 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。 ・国税庁より提供される法定調書を登録する。 2 課税事務 ・各種資料から、徴収区分を決定し、課税額を決定する。 ・特別徴収義務者に対し税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ・普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 3 収納事務 ・住所情報、口座情報などから本人確認及び口座確認を行い、振替(振込)口座の管理を行う。 ・収納状況の確認を行う。				

情報の突合 ※	1 課税対象者情報の管理 ・住民異動により変更された特定個人情報については、団体内統合宛名システムを介し、個人住民税ファイルと宛名番号で突合し更新する。 ・本人又は本人の代理人が提出した申告書等又は他行政機関等から入手する申告書等の内容と、本区で登録されている宛名情報を突合し、氏名、住所を確認する。	
	2 課税事務 ・減免申請書の減免理由と、情報提供ネットワークシステムにより参照した生活保護情報又は障害者情報を突合し、減免内容を確認する。	
	3 収納事務 ・収納情報と突合して収納状況の確認を行う。 ・口座情報と突合して登録口座の確認を行う。	
情報の統計分析 ※	課税状況の分析等のための「市区町村課税状況等の調べ」等各種統計処理のみ行い、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・申告情報等に基づき個人住民税の賦課決定等を行う。 ・生活保護や障害等の理由による減免決定を行う。	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 委託する ] <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 委託する 2) 委託しない ( <input type="checkbox"/> 3) 件 )	
委託事項1	給与支払報告書等のデータエントリー業務委託	
①委託内容	給与支払報告書・公的年金等支払報告書などの紙資料の電子データ化作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	紙での提出があった資料の申告者全員	
その妥当性	給与支払報告書・年金支払報告書などに記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。	
③委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。	
⑥委託先名	株式会社イマージュ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託しない ] <input checked="" type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

<b>委託事項2</b>		特別区民税・都民税に関する通知書等の帳票作成・印字・封入封緘委託
①委託内容		特別区民税・都民税の税額決定通知書などの帳票印刷・印字・封入封緘・発送作業
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及びその被扶養者
	その妥当性	通知書等の大量発送物の印字・封入封緘作業を委託することによって、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。
⑥委託先名		日本電算機用品株式会社
	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による申請を受け、区は再委託内容・再委託先・理由等による許諾を判断する。許諾する場合には、再委託先事業者は、委託業者が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講ずる能力のあることが確認された事業者に限定することとし、委託業者は再委託先と締結する再委託契約において、委託業者と同等の安全管理義務を課すものとする。
	⑨再委託事項	印字・封入封緘作業後の通知書等の納品に係る運搬業務



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 35 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先については、別表に記載
①法令上の根拠	別表に記載
②提供先における用途	別表に記載
③提供する情報	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、提供先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAX )
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)
提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収税額決定情報を特別徴収義務者が把握する。
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金受給者

⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAX )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	当初課税及び更正時(月1回)	
<b>提供先4</b>	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	扶養控除否認事項を把握する。	
③提供する情報	扶養控除関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除否認対象者	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	月1回	
<b>移転先1</b>	国保年金課	
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>移転先2</b>	国保年金課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先3</b>	国保年金課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先4</b>	国保年金課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先5</b>	国保年金課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先6</b>	保健予防課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先7</b>	保健予防課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先8</b>	保健予防課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先9</b>	保健予防課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(東京都規則)による結核患者の医療費の助成に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先10</b>	保健予防課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療・精神通院)の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先11</b>	碑文谷保健センター
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先12</b>	碑文谷保健センター
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先13</b>	碑文谷保健センター
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療・精神通院)の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先14</b>	介護保険課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先15</b>	介護保険課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	毎月1回



<b>移転先17</b>	高齢福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先18</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先19</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先20</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先21</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の申請の受理に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先22</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	目黒区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先23</b>	障害福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先24</b>	生活福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先25</b>	生活福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先26</b>	生活福祉課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」による保護の実施に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先27</b>	子育て支援課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の認定の請求、額の改定の請求、支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外の届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先28</b>	子育て支援課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の認定の請求又は現況の届出に関する事務
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先31</b>	子ども家庭課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務(負担能力の認定、費用の徴収)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先32</b>	子ども家庭課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先33</b>	子ども家庭課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②提供先における用途	母子及び父子福祉資金貸付及び償還に関する事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先34</b>	保育課
①法令上の根拠	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務(負担能力の認定、費用の徴収)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先35</b>		保育課
①法令上の根拠		目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項
②提供先における用途		子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③提供する情報		地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		個人住民税の納税義務者及びその扶養親族のうち、移転先において事務を処理するために必要な範囲
⑥提供方法		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度		随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※		区庁舎内にある専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理を行う。
②保管期間	期間	[ 6年以上10年未満 ] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5(更正、決定等の期間制限)等の定めるところによる。
③消去方法		削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去する。
<b>7. 備考</b>		

## 別表

### 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康保険組合	番号法別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
日本私立学校振興・共済事業団	番号法別表第二の34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は共済組合等	番号法別表第二の35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法別表第二の38の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合	番号法別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組合連合会	番号法別表第二の40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民健康保険組合	番号法別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合	番号法別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法別表第二の59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの

都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第二の71の項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	番号法別表第二の74の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
後期高齢者医療広域連合	番号法別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の84の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の91の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法別表第二の92の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
農林漁業団体職員共済組合	番号法別表第二の102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人農業者年金基金	番号法別表第二の103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本学生支援機構	番号法別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	番号法別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法別表第二の113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	番号法別表第二の115の項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第二の116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第二の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人住民税情報

1-1. 当初資料情報

(給与支払報告書)

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・給与収入一般
- ・給与所得
- ・源泉徴収税額内未納
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・控除\_小規模企業共済等掛金
- ・控除\_損害保険料
- ・前職分給与
- ・損害保険\_長期支払額
- ・乙欄区分
- ・本人\_老年者
- ・本人\_勤労学生
- ・外国人
- ・算入強制区分
- ・併徴先判定区分
- ・作成日
- ・更新職員番号
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・住宅居住開始年月日2
- ・住宅借入区分1
- ・エラー詳細コード
- ・新生命保険\_支払額
- ・資料に記載された個人番号
- ・年度分
- ・処理コード
- ・申告区分
- ・整理番号
- ・パンチ生年月日
- ・給与収入専従
- ・所得控除合計
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・控除\_社会保険料
- ・控除\_住宅取得特別
- ・配偶者所得
- ・本人\_夫あり
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡婦
- ・死亡退職
- ・就退職区分
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送先コード
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・住宅借入金等年末残高1
- ・住宅借入区分2
- ・年少扶養人数
- ・新生命保険\_個人年金支払額
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・受給者番号
- ・専給区分
- ・給与特定控除
- ・源泉徴収税額
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(その他)
- ・控除\_生命保険料
- ・定率控除額
- ・生命保険\_個人年金支払額
- ・本人\_未成年
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡夫
- ・災害者
- ・就退職年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・国民年金保険料等
- ・転送日
- ・住宅居住開始年月日1
- ・住宅借入金等年末残高2
- ・住宅借入区分3
- ・生命保険\_支払額
- ・生命保険\_介護医療支払額

(年金支払報告書)

- ・宛名番号
- ・バッチ連番
- ・合算区分
- ・指定番号
- ・年金収入
- ・源泉徴収税額内未納
- ・配偶者所得
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・本人\_老年者
- ・本人\_勤労学生
- ・扶養\_老人合計
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・算入強制区分
- ・警告エラー無視サイン
- ・作成日
- ・更新職員番号
- ・転送先コード
- ・エラー詳細コード
- ・年度分
- ・処理コード
- ・入力区分
- ・パンチ生年月日
- ・年金所得
- ・源泉徴収税額計算値
- ・配偶者特別控除
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡婦
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(その他)
- ・強制親区分
- ・エラー区分
- ・更新日
- ・更新端末番号
- ・転送日
- ・年少扶養人数
- ・算定団体コード
- ・資料番号
- ・徴収区分
- ・パンチ氏名カナ
- ・源泉徴収税額
- ・定率控除額
- ・控除対象配偶者あり
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_寡夫
- ・扶養\_同居老親
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・控除\_社会保険料
- ・本人\_夫あり
- ・エラー内容
- ・更新時間
- ・転送区分
- ・年調区分
- ・資料に記載された個人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(確定申告書、住民税申告書)

- ・宛名番号
- ・処理コード
- ・徴収区分
- ・パンチ生年月日
- ・警告エラー無視サイン
- ・所得\_営業(営業等内訳)
- ・所得\_肉用牛(免税・免外計)
- ・所得\_配当(配当控除適用分)
- ・所得\_公的年金
- ・所得\_総合短期
- ・所得\_分離事業雑
- ・所得\_分離長期(優良)
- ・所得\_分離先物取引
- ・純損失の金額
- ・専従者控除\_その他
- ・平均課税(臨時所得)
- ・特別控除\_短期軽減
- ・特別控除\_山林
- ・給与収入(専従)
- ・本人\_その他障害
- ・本人\_勤労学生
- ・控除対象配偶者あり(老人)
- ・扶養\_老人同居
- ・扶養\_障害(その他)
- ・非課税所得区分1
- ・控除\_社会保険料
- ・控除\_寄附金
- ・控除\_扶養
- ・生命保険\_個人年金支払額
- ・退職\_退職収入(現年課税分)
- ・所得税\_控除\_損害保険料
- ・所得税\_合計所得
- ・計算値\_合計所得金額
- ・計算値\_所得税額
- ・収入\_他事(営業等内数)
- ・収入\_利子
- ・収入\_配当(少額配当分)
- ・収入\_総合譲渡長期
- ・収入\_分離長期(一般)
- ・収入\_分離上場株式
- ・特例適用条文短期
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・転送区分
- ・長期(居住特例)の繰越損失
- ・所得\_配当(一般外貨建等証券)
- ・翌年申告作成区分
- ・発送区分
- ・譲渡割額
- ・寄附金(都道府県条例指定)
- ・算入強制区分
- ・エラー詳細コード
- ・震災関連寄附金(限度額80%の分)
- ・寄附金控除(税額控除)
- ・金額予備項目14
- ・新生命保険\_個人年金支払額
- ・年度分
- ・資料番号
- ・指定番号
- ・パンチ氏名カナ
- ・強制課税区分
- ・所得\_他事(営業等内訳)
- ・所得\_肉用牛(免外売却価格)
- ・所得\_配当(配当控除適用無分)
- ・所得\_雑
- ・所得\_総合譲渡長期(2分の1前)
- ・所得\_分離短期
- ・所得\_分離長期(居住)
- ・合計所得金額
- ・雑損失の金額
- ・平均課税(前々年変動所得)
- ・特別控除\_一時
- ・特別控除\_長期(一般)
- ・特別控除\_上場株式
- ・給与(特定控除)
- ・本人\_老年人
- ・本人\_未成年
- ・配偶者所得
- ・扶養\_老人合計
- ・青色申告区分
- ・非課税所得金額1
- ・控除\_小規模企業共済等掛金
- ・控除\_配偶者特別
- ・控除\_障害(扶養控除内数)
- ・損害保険\_地震支払額
- ・退職\_所得税用退職所得
- ・所得税\_控除\_生命保険料
- ・所得税\_所得控除計
- ・計算値\_控除額合計
- ・収入\_営業等
- ・収入\_農業
- ・収入\_配当(配当控除適用分)
- ・収入\_雑
- ・収入\_分離事業・雑
- ・収入\_分離長期(優良)
- ・収入\_分離未公開株式
- ・特例適用条文予備
- ・更新日
- ・配当割額
- ・転送先コード
- ・収入\_配当(私募証券)
- ・所得税\_外国税額控除
- ・住宅取得等特別控除計算値
- ・調査コード・金額予備8
- ・寄附金(ふるさと納税)
- ・強制親区分
- ・扶養\_年少
- ・特定震災指定寄附金(税額控除適用分)
- ・退職\_特定役員区分
- ・金額予備項目15
- ・生命保険\_介護医療支払額
- ・算定団体コード
- ・合算区分
- ・整理番号
- ・納税者番号
- ・手入力区分
- ・所得\_漁業(営業等内訳)
- ・所得\_不動産
- ・所得\_配当(少額)
- ・所得\_譲渡一時
- ・所得\_退職
- ・所得\_分離短期軽減
- ・所得\_分離上場株式
- ・総所得金額
- ・先物取引繰越控除
- ・平均課税(前年の変動所得)
- ・特別控除\_総合譲渡
- ・特別控除\_長期(優良)
- ・特別控除\_未公開株式
- ・公的年金収入
- ・本人\_寡婦
- ・本人\_夫あり
- ・扶養\_一般
- ・扶養\_障害(特別同居)
- ・専従者\_配偶者
- ・控除\_雑損
- ・控除\_生命保険料
- ・控除\_配偶者
- ・控除\_基礎
- ・損害保険\_長期支払額
- ・退職\_勤続年数
- ・所得税\_控除\_配偶者特別
- ・所得税\_その他税額控除
- ・計算値\_配当控除
- ・収入\_営業(営業等内数)
- ・収入\_肉用牛
- ・収入\_配当(配当控除適用無分)
- ・収入\_一時
- ・収入\_分離短期
- ・収入\_分離長期(居住)
- ・収入\_分離先物取引
- ・エラー区分
- ・更新時間
- ・株式譲渡繰越損失
- ・転送日
- ・収入\_配当(一般外貨建)
- ・所得税\_住宅ローン控除
- ・住宅取得等特別控除可能額
- ・金額予備9
- ・寄附金(共同募金・日赤支部)
- ・収入\_分離上場配当
- ・国税連携区分
- ・特定寄附金
- ・金額予備項目12
- ・申告日時
- ・資料に記載された個人番号
- ・バッチ連番
- ・申告区分
- ・受給者番号
- ・税務署連絡区分
- ・所得\_営業等
- ・所得\_農業
- ・所得\_利子
- ・所得\_給与
- ・所得\_一時(2分の1前)
- ・所得\_分離山林
- ・所得\_分離長期(一般)
- ・所得\_分離未公開株式
- ・総所得金額等
- ・専従者控除\_配偶者
- ・平均課税(変動所得)
- ・特別控除\_短期
- ・特別控除\_長期(居住)
- ・給与収入(一般)
- ・本人\_特別障害
- ・本人\_寡夫
- ・控除対象配偶者あり
- ・扶養\_特定
- ・扶養\_障害(特別合計)
- ・専従者\_その他
- ・控除\_医療費
- ・控除\_損害保険料
- ・控除\_本人
- ・生命保険\_支払額
- ・所得\_控除\_合計
- ・退職\_勤続区分
- ・所得税\_控除\_寄附金
- ・所得税\_所得税額
- ・計算値\_特別減税額
- ・収入\_漁業(営業等内数)
- ・収入\_不動産
- ・収入\_総合譲渡短期
- ・収入\_分離短期軽減
- ・収入\_分離山林
- ・特例適用条文長期
- ・エラー内容
- ・更新職員番号
- ・併徴先判定区分
- ・所得\_長期(居住特例)
- ・所得\_配当(私募証券)
- ・住宅取得等特別控除
- ・税源移譲減額計算値
- ・金額予備10
- ・寄附金(市区町村条例指定)
- ・住宅取得等可能額(H21~)
- ・還付申告区分
- ・認定NPO寄附金(税額控除適用分)
- ・金額予備項目13
- ・新生命保険\_支払額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(扶養関係情報)

- ・宛名番号
- ・履歴連番
- ・更新職員番号
- ・年度分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・扶養者宛名番号
- ・更新日
- ・照会区分
- ・扶養関係コード
- ・更新時間
- ・被扶養者宛名番号

1-2. 障害者情報

(賦課期日情報)

- ・宛名番号
- ・氏名カナ
- ・町名
- ・行政区コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄コード1
- ・現存区分
- ・住民でなくなる日
- ・生活保護区分
- ・国保資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報4
- ・本人\_老年人
- ・更新時間
- ・郵便番号BC
- ・生保開始日
- ・発送管理2
- ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人\_未成年
- ・更新職員番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

1-3. 生活保護情報

(賦課期日情報)

- ・宛名番号
- ・氏名カナ
- ・町名
- ・行政区コード
- ・世帯主氏名漢字
- ・続柄コード1
- ・現存区分
- ・住民でなくなる日
- ・生活保護区分
- ・国保資格
- ・国民年金番号
- ・各種情報4
- ・本人\_老年人
- ・更新時間
- ・郵便番号BC
- ・生保開始日
- ・発送管理2
- ・発送管理6
- ・年度
- ・氏名漢字
- ・番地
- ・班コード
- ・記載順位
- ・続柄コード2
- ・人格区分
- ・住民でなくなる事由
- ・障害者区分1
- ・介護保険資格
- ・後期高齢資格
- ・申告書作成区分
- ・本人\_未成年
- ・更新職員番号
- ・住登外課税区分
- ・生保終了日
- ・発送管理3
- ・発送管理7
- ・算定団体コード
- ・生年月日
- ・方書
- ・世帯番号
- ・続柄名
- ・続柄コード3
- ・住民となる判定日
- ・転出確定区分
- ・障害者区分2
- ・国民年金資格
- ・各種情報2
- ・前年申告区分
- ・作成日
- ・更新端末番号
- ・市町村コード
- ・詳細コード
- ・発送管理4
- ・履歴連番
- ・性別
- ・地区コード
- ・世帯主かな
- ・続柄区分
- ・続柄コード4
- ・住民となる事由
- ・配偶者宛名番号
- ・障害者区分3
- ・国民年金記号
- ・各種情報3
- ・前年徴収区分
- ・更新日
- ・郵便番号
- ・申告発送日
- ・発送管理1
- ・発送管理5

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

1-4. 年金特徴情報

(年金特徴対象者情報)

- |         |              |          |          |              |
|---------|--------------|----------|----------|--------------|
| ・捕捉年度   | ・宛名番号        | ・データ区分   | ・履歴番号    | ・レコード区分      |
| ・市町村コード | ・特別徴収義務者コード  | ・通知内容コード | ・予備1     | ・特別徴収制度コード   |
| ・作成年月日  | ・年金保険者用整理番号1 | ・年金コード   | ・予備2     | ・生年月日        |
| ・性別     | ・氏名カナ        | ・氏名漢字    | ・郵便番号    | ・住所カナ        |
| ・住所漢字   | ・各種区分コード     | ・処理結果コード | ・予備3     | ・各種年月日       |
| ・各種金額1  | ・各種金額2       | ・各種金額3   | ・予備4     | ・年金保険者用整理番号2 |
| ・特徴開始月  | ・特徴開始期別      | ・特徴依頼日   | ・突合結果コード | ・突合区分        |
| ・特徴状態   | ・レコード番号      | ・システム作成日 | ・更新日     | ・更新時間        |
| ・更新職員番号 | ・更新端末番号      |          |          |              |

(年金特徴受理情報(天引結果、中止結果))

- |         |              |             |              |
|---------|--------------|-------------|--------------|
| ・捕捉年度   | ・依頼周期        | ・依頼年月日      | ・ファイル名       |
| ・レコード区分 | ・市町村コード      | ・特別徴収義務者コード | ・通知内容コード     |
| ・予備1    | ・特別徴収制度コード   | ・作成年月日      | ・年金保険者用整理番号1 |
| ・年金コード  | ・予備2         | ・生年月日       | ・性別          |
| ・氏名カナ   | ・氏名漢字        | ・郵便番号       | ・住所(カナ)      |
| ・住所(漢字) | ・各種区分コード     | ・処理結果コード    | ・予備3         |
| ・各種年月日  | ・各種金額欄(金額1)  | ・各種金額欄(金額2) | ・各種金額欄(金額3)  |
| ・予備4    | ・年金保険者用整理番号2 | ・レコード番号     | ・システム作成日     |
| ・更新日    | ・更新時間        | ・更新職員番号     | ・更新端末番号      |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1-5. 課税台帳情報

(課税情報)

・宛番号 年度分 算定団体コード 履歴連番 処理日 異動日 異動事由  
・異動事由補足 申告区分 徴収区分 指定番号 整理番号 受給者番号  
・納税者番号 税務署連絡区分 警告エラー無視サイン 強制課税区分 手入力区分 前住地課税区分  
・賦課所在地コード 所得\_営業等 所得\_営業(営業等内訳) 所得\_他事(営業等内訳) 所得\_漁業(営業等内訳)  
・所得\_農業 所得\_肉用牛・肉用牛売却価格 所得\_不動産 所得\_利子 所得\_株式配当 所得\_配当控除無分  
・所得\_配当(少額) 所得\_給与 所得\_公的年金 所得\_雑 所得\_譲渡一時 所得\_一時(2分の1前)  
・所得\_総合短期 所得\_総合譲渡長期 所得\_分離山林 所得\_退職 所得\_分離事業雑 所得\_分離短期  
・所得\_分離短期軽減 所得\_分離長期一般 所得\_分離長期優良 所得\_分離長期居住 所得\_分離上場株式  
・所得\_分離未公開株式 所得\_分離先物取引 所得\_特控後\_山林 所得\_特控後\_短期 所得\_特控後\_短期軽減  
・所得\_特控後\_長期一般 所得\_特控後\_長期優良 所得\_特控後\_長期居住 所得\_特控後\_上場株式  
・所得\_特控後\_未公開株式 合計所得金額 総所得金額 総所得金額等 純損失 雑損失 先物取引繰越控除  
・専従者控除\_配偶者 専従者控除\_その他 前々年の変動所得 前年の変動所得 変動所得 臨時所得  
・特別控除\_一時 前々年の変動所得 特別控除\_総合譲渡 特別控除\_短期 特別控除\_短期軽減  
・特別控除\_長期一般 特別控除\_長期優良 特別控除\_長期居住 特別控除\_山林 特別控除\_上場株式  
・特別控除\_未公開株式 給与収入(一般) 給与(特定控除) 公的年金収入 本人\_特別障害 本人\_他障害  
・本人\_老年者 本人\_寡婦 本人\_寡夫 本人\_勤労学生 本人\_未成年 本人\_夫あり 控対配あり  
・控対配老人 配偶者所得 扶養\_一般 扶養\_特定 扶養\_老人同居 扶養\_老人合計  
・扶養\_障害(特別同居) 扶養\_障害(特別合計) 扶養\_障害(その他) 青色申告区分 専従者\_配偶者 専従者\_その他  
・非課税所得区分1 非課税所得金額1 控除\_雑損 控除\_医療費 控除\_社会保険料 控除\_小規模  
・控除\_生保 控除\_損保 控除\_寄付金 控除\_配偶者特別 控除\_配偶者 控除\_本人 控除\_扶養  
・控除\_扶養障害 控除\_基礎 生命保険\_支払額 生命保険\_個人年金 損害保険\_地震 損害保険\_旧長期  
・所得控除\_合計 退職\_退職収入 退職\_所得税用退職 退職\_勤続年数 退職\_障害区分 所得税\_控除\_損保  
・所得税\_控除\_生保 所得税\_控除\_配偶者特別 所得税\_控除\_寄付金 所得税\_合計所得 所得税\_所得控除計  
・所得税\_その他税額控除 所得税\_所得税額 計算値\_合計所得金額 計算値\_控除額合計 計算値\_配当控除  
・計算値\_特別減税額 計算値\_所得税額 保育用所得税額 課標\_総合 課標\_総合(実計) 課標\_肉用牛  
・課標\_山林 課標\_退職 課標\_事業雑 課標\_短期 課標\_短期軽減 課標\_長期優良 課標\_長期居住  
・課標\_上場株式 課標\_未公開株式 課標\_先物取引 課標\_合計 区\_総合 区\_肉用牛 区\_山林  
・区\_退職 区\_事業雑 区\_短期 区\_短期軽減 区\_長期一般 区\_長期優良 区\_長期居住  
・区\_上場株式 区\_未公開株式 区\_先物取引 区\_合計 区\_配当控除 区\_外国税額控除 区\_調整額  
・区\_定率控除額 区\_端数 区\_所得割 区\_減免額(所得割) 区\_均等割 区\_減免額(均等割)  
都\_総合 都\_肉用牛 都\_山林 都\_退職 都\_事業雑 都\_短期 都\_短期軽減 都\_長期一般  
都\_長期優良 都\_長期居住 都\_上場株式 都\_未公開株式 都\_先物取引 都\_合計 都\_配当控除  
都\_外国税額控除 都\_調整額 都\_定率控除額 都\_端数 都\_所得割 都\_減免額(所得割) 都\_均等割  
都\_減免額(均等割) 差引年税額 収入\_営業等 収入\_営業(営業等内数) 収入\_漁業(営業等内数)  
収入\_他事(営業等内数) 収入\_農業 収入\_肉用牛 収入\_不動産 収入\_利子 収入\_株式配当  
収入\_配当(控除無分) 収入\_配当(少額配当分) 収入\_雑 収入\_一時 収入\_総合譲渡短期  
収入\_総合譲渡長期 収入\_分離事業雑 収入\_分離短期 収入\_分離短期軽減 収入\_分離長期一般  
収入\_分離長期優良 収入\_分離長期居住 収入\_分離山林 収入\_分離上場株式 収入\_分離未公開株式  
収入\_先物取引 損益\_経常所得 損益\_分離短期 損益\_分離短期軽減 損益\_総合譲渡短期 損益\_分離長期一般  
損益\_分離長期優良 損益\_分離長期居住 損益\_譲渡一時 損益\_分離山林 損益\_退職 国保\_推定所得  
国保\_繰越損失 国保\_繰越損失軽減用 特例適用条文長期 特例適用条文短期 特例適用条文予備  
配当割額 配当譲渡割の控除額(市区町村) 配当譲渡割の控除額(都道府県) 決裁区分 併徴元区分  
転送区分 株式譲渡繰越損失 強制親区分 システム作成日 更新日 更新時間 更新職員番号  
更新端末番号 区\_老年者経過 都\_老年者経過 区\_配当譲渡割控除不足額 都\_配当譲渡割控除不足額  
区\_調整控除額 都\_調整控除額 所得\_分離長期居住特例 長期居住特例繰越損失 収入\_配当(私募)  
収入\_配当(一般外貨) 所得\_配当(私募) 所得\_配当(一般外貨) 強制送付区分 所得税\_外国税額控除  
所得税\_住宅ローン控除 資料番号 住宅取得等控除\_入力値 区\_税源移譲\_入力値 区\_住宅取得税額控除  
都\_住宅取得控除 区\_税源移譲税額控除 都\_税源移譲税額控除 翌年申告作成区分  
住宅取得等特別控除\_計算値 住宅取得等可能額 都\_税源移譲\_入力値 送付区分 調査コード  
上場配当繰越損失 住宅用課税標準額 住宅用所得税額 譲渡割額 寄附金(ふるさと納税)  
寄附金(共同募金・日赤支部) 寄附金(市区町村条例指定) 寄附金(都道府県条例指定) 区\_寄附金  
都\_寄附金 所得\_分離上場配当 収入\_分離上場配当 課標\_上場配当 区\_上場配当 都\_上場配当  
住宅借入金等可能額(H21~) 還付申告区分 翌年度用給与支払額 翌年度用社保 還付加算起算日  
減免区分 普徴減免開始月 特徴減免開始月 減免率 国外所得総額 外国所得税額  
扶養\_年少 特定寄附金 震災関連寄附金 特定震災指定寄附金 認定NPO寄附金  
寄附金税額控除 金額予備項目11 金額予備項目12 金額予備項目13 金額予備項目14  
金額予備項目15 新生命保険\_支払額 新生命保険\_個人年金 生命保険\_介護医療

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目****2. 収納履歴情報**

科目コード	延滞金	収納額から収納額
科目詳細コード	前納報奨金	収納額から督促料
算定団体コード	還付加算金	収納額から延滞金
期割団体コード	会計年度	督促料から収納額
団体内外区分	会計年度督促手数料	督促料から督促料
調定年度	会計年度延滞金	督促料から延滞金
年度分	決算区分	延滞金から収納額
通知書番号	歳出還付区分	延滞金から督促料
論理期別	OCRID	延滞金から延滞金
収納日	口座登録連番	払込日
支所コード	充当科目コード	払込時刻
冊号	充当科目詳細コード	本部コード
入力連番	充当算定団体コード	店舗コード
入力連番内連番	充当期割団体コード	送金予定日
領収日	充当団体内外区分	滞納管理1
納付方法	充当調定年度	滞納管理2
収納区分	充当年度分	
収納額	充当通知書番号	
督促手数料	充当論理期別	

**3. 口座情報**

宛名番号	口座種別
科目コード	口座番号
科目詳細コード	表示用口座番号
振替振込区分	口座名義人番号
申請自治体	口座名義人カナ
申請日	口座名義人漢字
適用開始日	口座終了理由
適用終了日	通知書区分
金融機関コード	指定口座区分
支店コード	口座登録連番
支店枝番	振替済通知書

**4. 宛名基本情報**

宛名番号	履歴連番
登録業務	住民票コード
世帯番号	国籍
氏名	生年月日
性別	通称名
住所情報	登録事由
個人番号	



リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>1 区民からの特定個人情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>2 個人住民税システムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については提出元への連絡等により確認する。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>1 区民からの個人番号の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、本人確認書類の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、個人番号を確認する。</p> <p>2 個人住民税システムにて取り込む際に、個人番号及び氏名・生年月日でのマッチングを行う。個人番号が一致しても氏名または生年月日が一致しない場合には上記同様の本人確認を行うことで真正性確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 紙で提出された課税資料から特定個人情報をデータ化する際には、入力後に別の担当者による二重チェックを実施する。</p> <p>2 個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日及び所得情報の整合性等を複合的にチェックを行う。</p> <p>3 賦課決定後の通知により、本人にも賦課の内容を確認してもらう。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;窓口における入手分について&gt;  書面については、本人から直接受け取ることを原則とし、郵送の場合は住所を明記したものを事前送付し、当該住所宛てに送付するよう説明する。</p> <p>&lt;eLTAXからの入手分について&gt;  国税連携システムやeLTAXシステムについてはLGWAN回線を利用している。</p> <p>&lt;住民基本台帳ネットワークシステムからの入手分について&gt;  住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システムの権限管理機能により制御を行い、個人番号利用事務実施者のみ個人番号を参照できるよう制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務システムからの参照について、権限管理機能により制御を行い、業務に必要な情報のみ参照できるよう制御を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・各所属長をセキュリティ責任者とし、職員の所属や担当に応じて必要な情報のみアクセスできるよう、権限の付与を行う。 ・異動等により所属が変わる際には、速やかにユーザー情報の更新を行い、適切な権限設定を維持するとともに、定期的な点検を行う。 ・臨時的に職員へ権限を付与する場合は、必要なアクセスの詳細を判断し、所属長の承認を得て発行・登録する。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人ごとにユーザIDを発行することとし、共用IDは発行しない。 ・システムの管理機能により、パスワードの定期的な変更及びパスワードの使い回し防止の制御を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのログイン記録(操作者は個人まで特定)、個人番号の閲覧、発行等の操作ログの記録を行う。ログは一定期間保存する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・セキュリティ対策基準により、業務外の使用を禁止し、アクセスログの記録及び定期的な解析を行う。 ・定期的なセキュリティ研修を行い、個人情報の業務外利用の禁止や漏えい防止策について、職員に周知徹底する。 ・委託事業者についても、職員と同等以上のセキュリティ対策を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの端末は特定個人情報ファイルの複製ができない仕組みとする。 ・システムのデータアクセスについては、操作者ごとに必要な権限のみを設定し、アクセスログを記録する。 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <その他のリスク>

使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。

### <リスクに対する措置の内容>

- ・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。
- ・画面のハードコピーは出来ない設定とする。
- ・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。
- ・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。
- ・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約書及び特定個人情報に係る覚書にて、特定個人情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づける。 (1) 情報セキュリティ及び特定個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 ア 特定個人情報保護の責任者の氏名及び連絡先 イ 委託業務において特定個人情報を取り扱う者の氏名及び業務執行場所 ウ 事故発生時の連絡先	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先へ提供した資料を電子データ化する際に扱った従業員、日時、処理内容等を管理し、定期的に報告することを契約内容に含めている。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は目黒区に対してのみ特定個人情報の提供ができる。それ以外に対しては一切認められず、その旨を委託契約書に明記する。また、委託契約の報告条項に基づき、契約満了時に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる。必要であれば、当区職員が現地調査することも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付、枚数を記録した受渡しの確認印を押印してもらい、区がそれを確認する。委託先から特定個人情報を受領する場合も同様とする。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託契約書において、区へ特定個人情報を提供した際は当該特定個人情報を消去し、紙媒体についても特定個人情報の提供とあわせて区へ返却すべきことを明記している。また、委託契約の報告条項に基づき、契約満了時に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。必要があれば、当区職員が現地調査することも可能とする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                              2) 定めていない
規定の内容	目的外利用の禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者の制限、特定個人情報の提供先の限定、情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負うべき旨、情報が不要となったとき又は要請があったときは情報の返還、消去等必要な措置を講じるべき旨、個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告すべき旨及び必要に応じて区が委託先の視察・監査を行うことができる旨を定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	委託契約書において、再委託する場合には事前に書面により区の承認を得ることとし、再委託先事業者は、委託事業者と同等の安全管理措置を講ずることができる事業者に限定する。また、再委託を行った場合には、再委託の状況について区に報告することとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	団体内統合宛名システムを利用する場合は、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録が逐一保存される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の利用に関する条例及び目黒区特定個人情報保護条例の定めに基づき、各所管において事務処理マニュアルを定めるとともに、定められたルールを遵守する体制を整備する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。</li> <li>・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて設定し、アクセスログを記録している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムにおいて、番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供及び移転を行うよう設定を行う。</li> <li>・提供及び移転に伴うシステム設定を行う際は、事前に十分な確認及び検証作業を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          特定個人情報の提供・移転時には、情報の照会及び提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な入手を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。          3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。          4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、団体内統合宛名システムを介して中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本区の業務システムへのアクセスはできない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いるように制御しており、不正な名寄せが行われることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;          1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	中間サーバーへの連携にあたっては事前に十分なテスト及び検証を行い、不正確な入手を防止する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報 <sup>が</sup> 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;  中間サーバーと団体内統合宛名システムの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間のみの通信とすることで、漏えい・紛失を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい・紛失を防止する。  4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;  1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  3 中間サーバーでは、地方公共団体ごとに特定個人情報のデータベースを管理し、アクセス制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;  特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されることを防止する。  3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されることを防止する。  4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            特定の権限者以外は情報の照会及び提供ができず、さらに、情報照会・情報提供記録をデータベースに逐一保存することで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。            2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。            (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;            1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されることを防止する。            2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失を防止する。            3 中間サーバーの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;個人住民税システム及び団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置            提供・移転する情報のシステム的な論理チェックを行い、誤った情報が作成されることを防止する。            ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置            番号法に基づき認められる情報に限り、認められた相手にのみ提供・移転できる仕組みになっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止する。            2 情報提供データベース管理機能(※)により、情報提供データベースに不要なデータを取り込まないよう制御を行うとともに、接続端末にて情報提供データベースの内容を目視により確認することで、誤った特定個人情報を提供してしまうことを防止する。            (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている 2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ハードウェア(サーバー)専用の機械室に設置保管し、電子錠による入退室管理、監視カメラによる24時間監視等により厳重な管理している。 ・作業スペースへの部外者の立ち入りを禁止している
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・個人住民税システムは、不正な侵入への対策が施された固有のネットワークにより構成され、インターネットとの接続は行っていない。 ・個人住民税システムの端末は、外部記憶媒体の接続ができないよう設定されている。 ・システム操作者の権限設定は、担当する業務の内容に応じて詳細に設定し、アクセスログを記録している。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・地方税法に基づき、納税義務者から提出された申告書及び給与支払者・年金保険者から提出された給与・年金の支払報告書をもとに、その都度ファイルへの入力、削除及び修正を行っている。 ・削除後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	消去後一定期間経過したデータは、システム機能により消去している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	年に1回、担当課内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることを確認する。	
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<内部監査> 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定及び体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <外部監査> 第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させるための研修を毎年実施し、その記録を残すと同時に、関係職員に対して、一定期間毎に必要な知識の習得のための研修を実施し、その記録を残している。 ・受託業者に対し、契約において個人情報に関する研修の実施を義務付けている。	
3. その他のリスク対策		
<その他のリスク> システム保守業務におけるリスク <リスクに対する措置の内容> システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時など専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。		

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号 153-8574 目黒区上目黒2-19-15 電話:03-5722-9819
②請求方法	書面で提出することにより受け付ける。
特記事項	目黒区公式ホームページにおいて請求に必要な様式及び請求方法を公表する。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報業務登録簿に記載の名称
公表場所	目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	目黒区区民生活部税務課 郵便番号 153-8574 目黒区上目黒2-19-15 電話:03-5722-9819
②対応方法	・問い合わせがあった場合は、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、企画経営部広報課報道・情報公関係に報告する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年7月28日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	実施に当たっては、区報に実施についての記事を掲載するとともに、区公式ホームページ及び総合庁舎その他区有施設39か所において評価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民等の意見を求めた。
②実施日・期間	平成29年8月15日から平成29年9月15日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	反映なし
3. 第三者点検	
①実施日	平成29年10月2日
②方法	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。
③結果	特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。 なお、特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対し、記載が無いとの指摘を受け、その他のリスクの具体的な内容を評価書に追記した。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 本橋 信也	税務課長 田中 健二	事後	
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 個人住民税システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等 その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム)	宛名システム等 その他(国税連携システム、地方税ポータルシステム、課税資料イメージ管理システム)		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 収納消込システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等	宛名システム等 税務システム		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 口座管理システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等	宛名システム等 税務システム		
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 課税資料イメージ管理システム	(記載なし)	【項目追加】 「システム8 課税資料イメージ管理システム」の項目追加		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 住民基本台帳ネットワークシステム	(記載なし)	【項目追加】 「システム9 住民基本台帳ネットワークシステム」の項目追加		
平成28年11月10日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	I 基本情報 別添1 事務の内容	(省略)	3-2「区民税・都民税申告書」、7「印刷用データ」の情報の流れについて、「特定個人情報を含む情報の流れ」に修正。 課税資料イメージ管理システムを追加。 住基ネットの流れ図を修正		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(省略)	その他(地方公共団体情報システム機構)を追加	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(省略)	その他に、「国税連携システム、地方税ポータルシステム」を追加		
平成28年11月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 1件	委託する 3件	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1①委託内容	給与支払報告書・公的年金等支払報告書の紙資料の電子データ化作業	給与支払報告書・公的年金等支払報告書などの紙資料の電子データ化作業		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1②その妥当性	給与支払報告書・年金支払報告書に記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。	給与支払報告書・年金支払報告書などに記載される事項は、データでの提出、紙提出にかかわらず全て個人住民税システムに取り込む必要があるが、紙提出の資料については、提出があった資料に係る申告者全てのデータ化を民間事業者に委託することで、コストの削減と品質を確保した効率的な業務運営を行うことができるため。		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)、紙		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には、入札契約結果として公表する。	委託先が決定した際には、ホームページにて公表する。		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2・3	(記載なし)	【項目追加】 委託事項2・3として次の委託を追加 ・委託事項2 特別区民税・都民税に関する通知書等の帳票作成・印字・封入封緘委託 ・委託事項3 個人住民税システム運用支援	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 59件 移転を行っている 24件	提供を行っている 60件 移転を行っている 35件		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 別表	(省略)	別表に「番号法別表第二の85の2の項」に係る事務を追加		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	目黒区個人番号の利用に関する条例第3条第2項		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ②移転先における用途	国民年金法による国民年金に関する事務	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	移転先5「健康推進課」の健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	(記載なし)	【項目追加】 移転先5「国保年金課」の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9・10	(記載なし)	【項目追加】 次の2項目を、新移転先9・10として追加し、従前の移転先9・10をそれぞれ11・12に繰り下げる。  移転先9 保健予防課「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(東京都規則)による結核患者の医療費の助成に関する事務」 移転先10 保健予防課「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療・精神通院)の支給に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12(従前の移転先10) ②提供先における用途	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	母子保健法による養育医療に要する費用の徴収に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先13として追加し、従前の移転先11を14に繰り下げる。  移転先13 碑文谷保健センター「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付(育成医療・精神通院)の支給に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15・16	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先15・16として追加し、従前の移転先12・13をそれぞれ17・18に繰り下げる。  移転先15 介護保険課「介護保険法による保険給付の支給の対象となるサービスに係る利用者負担額又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に関する事務」  移転先16 介護保険課「介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務(地域支援事業の実施要件の確認)」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 従前の移転先14	従前の移転先14「障害福祉課」の身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	【項目削除】		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 従前の移転先15	従前の移転先15「障害福祉課」の知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	【項目削除】		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先19	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先19として追加し、従前の移転先16を20に繰り下げる。  移転先19 障害福祉課「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先20(従前の移転先16) ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給の実施に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21・22・23	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先21・22・23として追加し、従前の移転先17・18をそれぞれ24・25に繰り下げる。  移転先21 障害福祉課「京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の申請の受理に関する事務」 移転先22 障害福祉課「目黒区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務」 移転先23 障害福祉課「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務」		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26・27	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先26・27として追加し、従前の移転先19を28に繰り下げる。  移転先26 生活福祉課 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」による保護の実施に関する事務 移転先27 子育て支援課 「児童扶養手当法による児童扶養手当の認定の請求、額の改定の請求、支給停止に関する届出、一部支給停止の適用除外の届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先28(従前の移転先19) ②提供先における用途	児童手当、児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給に関する事務	児童手当法による児童手当又は特例給付の認定の請求又は現況の届出に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29・30	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先29・30として追加し、従前の移転先20・21をそれぞれ31・32に繰り下げる。  移転先29 子育て支援課 「目黒区児童育成手当条例及び同施行規則による児童育成手当の認定の請求、額の改定の請求、資格喪失に関する届出、現況の届出又は障害の状況の届出に関する事務」 移転先30 子育て支援課 「目黒区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び同施行規則によるひとり親家庭等医療費助成制度の認定の請求又は同条例に基づく届出に関する事務」		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31(従前の移転先20) ②提供先における用途	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務(負担能力の認定、費用の徴収)		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先32(従前の移転先21) ②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、給付金の支給又は便宜の供与に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先33	(記載なし)	【項目追加】 次の項目を、新移転先33として追加し、従前の移転先22・23をそれぞれ34・35に繰り下げる。  移転先33 子ども家庭課「母子及び父子福祉資金貸付及び償還に関する事務」		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先34(従前の移転先22) ②提供先における用途	保育所における保育の実施に関する事務	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務(負担能力の認定、費用の徴収)		
平成28年11月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 従前の移転先24	従前の移転先24「住宅課」の公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	【項目削除】		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 1 4情報(氏名・住所・性別・生年月日)の組み 合わせによる照会を行うことで、対象者を特定 する。 2 操作職員を限定して、対象者の情報以外の 情報入手と誤操作を防止する。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク1 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 必要な情報以外は入手できないようにシステム 上制約されている。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク2 リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 専用回線を介し、かつ操作職員を系統的に 限定してID及び生体認証によりログインするた め、詐取・奪取が行われることはない。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2 特定個人情報の入手 リスク4 リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ＜住民基本台帳ネットワークシステムからの入 手分について＞ 住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用し ている。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置 リスクに対する措置の内容	・事務処理後は初期画面に戻すようにしてい る。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要 となる範囲にとどめる。	・事務処理後は初期画面に戻す。 ・画面のハードコピーの取得は原則として行わ ない。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 再委託による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの確 保・具体的な内容	再委託していない	十分に行っている  委託契約書において、再委託する場合には事 前に書面により区の承認を得ることとし、再委託 先事業者は、委託事業者と同等の安全管理措 置を講ずることができる事業者に限定する。ま た、再委託を行った場合には、再委託の状況に ついて区に報告することとする。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5 特定個人情報の提供・移 転 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ルール内容及びルール遵 守の確認方法	番号法並びに同法に基づく条例及び目黒区個 人情報保護条例の定めに基づき各所管におい て事務処理マニュアルを定めるとともに、定めら れたルールを遵守する体制を整備する。	番号法並びに同法に基づく目黒区個人番号の 利用に関する条例及び目黒区特定個人情報保 護条例の定めに基づき、各所管において事務 処理マニュアルを定めるとともに、定められた ルールを遵守する体制を整備する。	事前	①重要な変更
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 1 基礎項目評価 ①実施日	平成26年11月14日	平成28年7月1日		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ①方法	(省略)	実施に当たっては、区報に実施についての記事 を掲載するとともに、区公式ホームページ及び 総合庁舎その他区有施設39か所において評 価書及び評価書に係る資料を公開し、広く区民 等の意見を求めた。		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	(省略)	平成28年8月5日から平成28年9月5日まで		
平成28年11月10日	Ⅵ 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の 聴取 ④主な意見の内容	(省略)	マイナンバーカードの発行においてシステム障 害が相次ぐなど、制度の仕組みが不安定なた め見直しが必要である。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月10日	VI 評価実施機関 2 国民・住民等からの意見の聴取 ④評価書への反映	(省略)	追記及び記載の変更は行わない。なお、全ての意見に対する検討結果は公式ホームページ等で公表する。		
平成28年11月10日	VI 評価実施機関 3 第三者点検 ①実施日	(省略)	平成28年10月17日		
平成28年11月10日	VI 評価実施機関 3 第三者点検 ②方法	(省略)	目黒区情報公開・個人情報保護審議会において点検を行う。		
平成29年10月12日	I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項	番号法第19条第7号並びに別表第2の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項		法改正に伴う規定の整備
平成29年10月12日	I 基本情報 7 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 田中 健二	税務課長 落合 勝		
平成29年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社KSKデータ	株式会社イマージュ		
平成29年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 別表 8の項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 別表 38の項追加	(省略)	別表に「番号法別表第二の38の項」に係る事務を追加		
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	システム利用は、必要と思われる職員等のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。	システム利用は、所属長が認めた職員等のIDについて操作権限を割り当て、生体(指静脈)情報とともにパスワードによる二要素認証を行っている。	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	(省略)	【次の事項追加】 ・各端末での外部記憶媒体用のインターフェースを封じ、USBメモリ等への複写ができない仕組みとする。	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1. 特定個人情報ファイル 個人住民税ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理後は初期画面に戻す。</li> <li>・画面のハードコピーの取得は原則として行わない。</li> </ul>	<p>&lt;その他のリスク&gt;            使用の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク。</p> <p>&lt;リスクに対する措置の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理後や離席時は画面ロック(初期画面に戻すこと)を徹底し、一定時間操作がない場合は、スクリーンセーバーにより画面ロックがかかる設定とする。</li> <li>・画面のハードコピーは出来ない設定とする。</li> <li>・PC統合管理ソフトウェア等を用いて、ファイルの作成、更新、削除、複製といったファイル操作やアプリケーションの稼働・印刷など、全ての操作を記録する。その際にクライアントPCの操作だけでなく、ファイルサーバ等へのアクセス先の情報資源に対する操作についても記録する。更に、クライアントPCの不正操作に対する禁止や警告の設定を行う。</li> <li>・端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に配置するとともに、のぞき見防止フィルターを使用する。</li> <li>・データ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p>年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定及び体制の整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul>	<p>&lt;内部監査&gt;</p> <p>年に1回、組織内に置かれた監査担当により、次の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定及び体制の整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化及び安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>&lt;外部監査&gt;</p> <p>第三者の監査人による情報セキュリティ監査を実施する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月12日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	(記載なし)	<p>&lt;その他のリスク&gt; システム保守業務におけるリスク &lt;リスクに対する措置の内容&gt; システムの保守業務委託では、ソフトウェア・プログラム等のセットアップ・バージョンアップ時や障害対応時など専門性の高い作業に限り特定個人情報ファイルを保有しているデータベースにアクセスできる権限を付与して作業を行っている。これらの作業は、直接特定個人情報を取扱うものではないが、一定の管理区域内で職員立会い、入退室管理、権限管理、ログ管理等により、セキュリティを確保している。</p>	事前	①重要な変更
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成28年7月1日	平成29年7月28日		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	(省略)	平成29年8月15日から平成29年9月15日まで		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	(省略)	意見なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	(省略)	反映なし		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ①実施日	(省略)	平成29年10月2日		
平成29年10月12日	VI 評価実施手続き 3. 第三者点検 ③結果	(省略)	<p>特定個人情報の取り扱いやセキュリティ対策などについて質疑があった。 そのほか、番号制度全般等に関する質疑があった。 なお、特定個人情報の使用におけるその他のリスクに対し、記載が無いとの指摘を受け、その他のリスクの具体的な内容を評価書に追記した。</p>		